

令和4年度事業計画

乙訓福祉施設事務組合

目 次

◇ 事 業 計 画

総務課	-----	1
乙訓若竹苑	-----	3
介護障害審査課	-----	1 1
障がい者相談支援課	-----	1 4
乙訓ボニーの学校	-----	1 6

事 業 計 画

□ 総 務 課

総務課は、本組合の管理セクションとして、議会や監査の事務局業務、企画、財政、会計、人事・給与管理、集団検診等による職員の健康管理、ホームページの運営及び広報紙の発行等の広報業務、研修による人材育成等に取り組む。

1 議員定数 9人

(令和4年1月1日現在)

構成市町	議 長	副議長	議 員	計
向日市			3人	3人
長岡京市		1人	2人	3人
大山崎町	1人		2人	3人

2 職員数（一般職）

(令和4年1月1日現在)

局 長	1人（派遣職員）
次 長	1人（乙訓若竹苑施設長兼任）
総 務 課	4人
乙訓若竹苑	10人
乙訓ボニーの学校	14人
介護障害審査課	4人（うち派遣職員1名）
障がい者相談支援課	2人
合 計	36人（うち派遣職員2名）

3 監査に関する事項

- (1) 出納検査 毎月1回
- (2) 定期監査 年1回
- (3) 決算審査 年1回

4 職員研修（総務課取扱い分）

(1) 一般研修

- 新規採用職員研修
- 新任主査研修
- 新任係長級職員研修
- 全職員対象研修

(2) 派遣研修

- 京都府等公的団体主催研修会への派遣
- 長岡市職員課主催研修会への派遣
- 民間団体主催研修会への派遣

5 衛生管理関係

- 定期健康診断(全職員対象) 年1回
- 特殊健康診断(施設指導員の一部が対象) 年1回
- 職場巡視 毎月
- 衛生委員会 毎月

6 組合広報紙「おつふくつうしん」の発行

- 年2回発行(6月、12月) 各69,150部
(乙訓二市一町シルバー人材センターによる個別配布及び行政機関での配布)

7 組合ホームページの運営

随時更新

8 給与費の状況

(1) 一般職

(令和4年1月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	職員数
307,274円	388,213円	39歳6月	34人

(2) 特別職

職名	給料月額
管理者	11,000円
副管理者	9,000円

(3) 議員

職名	報酬月額
議長	10,000円
副議長	8,000円
議員	7,000円

9 基金積立金の状況

名称	令和3年度末 現在高(見込)
財政調整基金	2,007千円
施設整備基金	0千円
計	2,007千円

□ 乙訓若竹苑

1 基本的理念

乙訓若竹苑は、提供するサービスが、利用者の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかにその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

2 基本方針

- (1) 利用者の基本的人権の尊重と自立支援
- (2) 安全で安心できる障がい福祉サービスの提供
- (3) 提供する障がい福祉サービスの質の向上
- (4) 関係諸機関との密接な連絡・連携
- (5) 職務を通じた共生社会の実現

3 本年度の重点目標

(1) 就労継続支援（B型）事業

- ① 新型コロナウィルス感染症の影響により、受注作業が減少し収入確保の方策が必要である。作業量の見込みが不透明な状況が続くと予想されるので、自主製品開発と販路の拡大に努め、収入の確保に注力する。
- ② 利用者とその家族のライフサイクルを意識しその人の年代に合った働き方や作業の内容など個々に応じた支援の展開を、計画相談を中心とした関係機関とともに考えていく。
- ③ 就労継続支援A型事業所や一般就労を目指す利用者に対して、各就労援助機関や一般企業での実習や研修の機会を作り、通常の作業以外の就労スキルを獲得できるよう支援する。

(2) 生活介護事業

- ① 個々の特性や生活状況の変化、また加齢に応じて起こる変化にともなった支援を行う。
- ② 自主製品の制作や販売を通して地域参加・地域交流を深めていく。
- ③ 創作活動や余暇活動の充実を図りながら創作物を各公募展等に出品し、作品を知ってもらうことや本人の自己実現の一助とする。

(3) 地域活動支援センター事業

- ① 火曜日から金曜日については、利用者の自己実現が出来る活動を提供する。また事業目的からニーズの異なる利用者については、その方の意向や状況を踏まえ、家庭や相談支援専門員と連携しながら、適切なサービスの利用に繋げていけるよう支援する。
- ② 土曜日に「ふれあいサロン」を開設し、就労している方なども利用できる機会を提供し社会的交流の促進や余暇支援を行う。

(4) 日中一時支援事業

障がい児・者の中における活動場所を提供することで、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。

(5) 相談支援事業

障がい者の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がい者が安心して生活できるよう、適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援する。

4 各事業の定員等

(令和4年1月末現在) (単位:人)

事 業 名	就労継続	生活介護	地域活動	日中一時	相談支援
定 員	34	6	15	5	—
契約者数	28	4	18	54	36
1日平均利用者数	24.3	3.96	4.8	3.7	—

(1日平均利用者数は令和3年2月～令和4年1月実績)

5 各事業の支援計画

(1) 就労継続支援（B型）事業

① 目的

一般企業での雇用が困難な者、一定の年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る等の支援を行う。

利用者の適性を判断しながら、可能と判断される利用者に対しては職場実習の機会を提供し、一般就労につなげる。

② 作業の内容

i 苑外作業

地域の社会福祉施設の清掃業務、墓清掃（光明寺、圏域内の個人から受注）、

庭や駐車場等の除草

ii 苑内作業

企業からの下請作業（化粧箱の折り上げ、商品の封入、電機部品の組み立て等）

iii 自主製品

染め物製品（タオル、ハンカチ、バッグ、ストール等）の製作、販売

③ 就労継続支援（B型）事業の日課

時間	内 容
9:00	登苑
9:05	朝の会
	苑外作業（福祉施設、墓清掃、除草）
	苑内作業（下請作業、自主製品）
12:00	昼食・休憩
13:00	苑外作業（福祉施設、墓清掃、除草）
	苑内作業（下請作業、自主製品）
15:40	終わりの会
16:00	降苑

④ 支援日及び支援時間

月曜日から金曜日 9時から16時まで

（2）生活介護事業

① 目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、排泄や食事の介助、創作的活動及び生産活動の支援を行う。

② サービスの内容

利用者一人一人の認識能力、対人関係、社会性、行動特性及び体力等を勘案し、ニーズを明らかにして必要な支援を行う。

活 動	内 容
健康維持活動	健康観察（チェック）、口腔ケア、体操、各種スポーツ（ウォーキング等）
生活訓練活動	買い物、調理、洗濯、公共交通機関の利用
生、産 活 動	アルミ缶リサイクル、刺し子、ビーズ、ミシン、フェルト、さをり織り、バザー販売
創作・余暇活動	紙細工、描画、音楽（楽器）、外食、卓球バレー ボウリング等

③ 生活介護事業の日課

時 間	活 動
8:30	送迎
9:30	健康チェック、家庭からの連絡確認
	朝の会
	活動①
12:00	昼食、自由時間
13:00	口腔ケア
13:30	活動②
15:00	クールダウン・水分補給、連絡帳
15:30	終わりの会
15:40	送迎

④ 支援日及び支援時間

月曜日から金曜日 9時30分から15時40分まで

(3) 地域活動支援センター事業

① 目的

利用者の自立の促進と社会参加を図るための創作活動、文化的活動の機会を提供する。また、必要に応じて、食事、排泄の介助等の生活支援を行う。

② サービスの内容

活 動	内 容
社会参加活動	買い物、外出レク、地域交流(地域の催しに参加)、季節毎のイベント、日中活動の体験
健康維持活動	ウォーキング、体操、スポーツ
創作・余暇活動	音楽、書道、手芸、絵画、調理、プリント学習、パソコン、ゲーム
個 別 相 談	生活相談、進路相談
ふれあいサロン (土曜日)	昼食作り、手芸、音楽活動、映画鑑賞、パソコン

③ サービス提供日及びサービス提供時間

火曜日から土曜日 9時から16時まで

(4) 日中一時支援事業

① 目的

利用者が安心して過ごせる場の提供、及び利用者家族のレスパイトを目的とした苑内での見守りや、必要に応じて食事、排泄の介助等の支援を行う。

② サービスの内容

音楽鑑賞、パソコン及びタブレットの操作、動画鑑賞等

③ サービス提供日及びサービス提供時間

火曜日から土曜日 9時から19時まで

(5) 相談支援事業

① 目的

利用者及びその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、安心した日常生活や社会生活を営むこと、並びに地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。

② サービスの内容

- i 福祉サービス等の利用援助
- ii 社会資源を活用するための支援
- iii 生活力を高める支援
- iv 権利擁護のために必要な援助
- v 専門機関との連携

③ 提供するサービス

i 基本相談支援

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、利用者及びその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用援助等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

ii サービス利用支援

利用者の状況、その置かれている環境等から、利用する支援の内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後は、給付内容を反映したサービス等利用計画の作成を行う。

iii 繼続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果から計画の見直しを行い、計画内容を適宜変更するとともに、関係者との連絡調

整を行う。

6 工賃支給

受託作業及び自主製品の販売による収入から必要経費を差し引いた額を、乙訓若竹苑工賃支給要綱に基づき利用者に支給する。

7 給食サービス

業者委託による施設内調理により給食を提供する。

(1) 食事時間

正午から午後1時までの間を基本とする。

(2) 食事支援

各事業毎に食事をとる。状況に応じて必要な介助を行う。

(3) 検 食

職員が交代で検食を実施する。

(4) 衛生管理

- ① 赤痢菌、サルモネラ、O-157の検査の実施 毎月
- ② 害虫駆除の実施（厨房、食堂内） 年2回
- ③ 保健所による指導監査 食品衛生法による更新時（6年に1回）
- ④ 保存食（検食用） 保存容器に入れ冷凍で2週間保存
- ⑤ 嗜好検査・残滓調査 適宜
- ⑥ 調理員の手指検査 適宜
- ⑦ 感染予防等に対する利用者向け学習会の実施 年2回
- ⑧ 新型コロナウイルス予防接種の実施 適宜

(5) 記録の保管

設備点検管理表、給食献立表、検食簿、検便検査報告書

8 送迎事業

(1) 利用者に送迎事業を実施する。

(2) 安全運転対策の実施

- ① 日常的な車両の点検等により車両の安全運行を図る。
- ② 安全運転研修等による安全運転意識の向上を図る。

9 利用者の健康管理		
(1) 内科検診（嘱託医）	年2回	
(2) 保健衛生講話	年2回	
(3) 胸部X線検査	年1回	
(4) 歯科検診	年1回	
(5) 看護師健康相談（生活介護、地域活動支援センター）	月1回	
(6) 口腔ケア（口腔内衛生・摂食指導）	月1回	
10 医務室兼静養室の管理		
(1) 医薬品、衛生用品の保管管理		
(2) 寝具等の衛生管理		
(3) 記録の保管（健康診断個人票等）		
11 安全・防災		
(1) 自衛防災組織編成、防災計画策定、福祉避難所開設準備、安全衛生委員会		
(2) 防災・避難訓練実施 年2回、シェイクアウト訓練実施 隔月		
(3) 消防設備点検		
(4) 福祉事業者総合補償制度「まごころワイド」加入		
(5) 防犯カメラの設置 (西側正面入り口、東側入り口、事務組合庁舎入口および前面道路、1階フロア)		
12 実習生の受け入れ		
(1) 「介護等体験実習」		
(2) 社会福祉士及び社会福祉主事受験資格を取得するための実習		
(3) 地域小学校、中学校、支援学校生徒の体験実習		
(4) 新規利用者に向けての実習		
13 会議		
(1) 職員会議 月1回		
(2) 係長会議 月1回		
(3) 就労継続係支援会議 隨時		
(4) 生活介護係支援会議 月1回		
(5) 地域活動係支援会議 月1回		
(6) 相談支援専門員会議 隨時		
(7) 自主製品開発等の各種委員会 隨時		

1 4 専門研修

- (1) 京都府社会福祉人材研修センター主催研修会
- (2) 京都府サービス管理責任者研修 基礎研修・更新研修
- (3) 京都府相談支援従事者初任者研修・専門コース別研修・現任研修
- (4) 京都ほっとはあとセンター研修会
- (5) その他必要な研修

1 5 地域との連携

- (1) 乙訓圏域障がい者自立支援協議会
- (2) 乙訓障害者支援事業所連絡協議会
- (3) 乙訓圏域障がい者相談支援事業所連絡会
- (4) 計画相談支援にかかる関係者会議（ケース会議）
- (5) 長岡京市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議
- (6) 長岡京市ケアマネジメント会議
- (7) 向日市ケアマネジメント会議
- (8) 長岡京市人権ひろば実行委員会
- (9) 長岡京市スポーツ大会実行委員会
- (10) 京都ほっとはあとセンター乙訓ブロック会議

1 6 苦情解決体制

- ・苦情解決責任者 施設長
- ・苦情受付担当者 各事業係長
- ・第三者委員 舟木 浩弁護士（つくし法律事務所）
- ・京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

□ 介護障害審査課

I 介護保険認定事業

1 基本方針

向日市、長岡京市及び大山崎町における介護保険制度の円滑な推進を図るため、それぞれの市町において受理された介護保険のサービスを利用するため必要となる要介護（要支援）認定申請に係る審査・判定（二次判定）を公平公正に行う。

2 主な事業

（1）介護認定審査会の運営

（2）合議体での二次判定

- ① 介護認定審査会長が指名した委員76名で構成する19合議体（A①、A②～I①、I②）で審査及び判定を行う。

ひとつの合議体は、医療、保健、福祉に関する学識経験者4名の委員で構成している。

- ② 審査会は、1合議体が月1回、全体で19回、年間228回開催を予定している。
1回当たり約30件の審査・判定を行う。

（3）審査会運営委員会の開催

- 19合議体間における審査判定等についての意見交換を行い、公平公正な二次判定を行ふことを目的として審査会会長、同職務代理者及び合議体の長、同職務代理者が出席し審査会運営委員会を開催する。

（4）委員研修の実施

委員の資質の向上を図るため、京都府が実施する委員研修に出席するほか、乙訓福祉施設事務組合としても独自に研修を実施する。

3 介護認定申請見込件数 9,750件（前年度当初見込 7,551件）

(単位：件)

	在宅者	施設等入所者	合計
新規申請者	1,396	406	1,802
継続申請者	5,958	1,990	7,948
合計	7,354	2,396	9,750

II 障害支援区分認定事業

1 基本方針

障害者総合支援法に基づき、向日市、長岡京市及び大山崎町における障がい者の自立支援に向け、それぞれの市町において受理された、障害福祉サービスを利用するため必要となる障害支援区分認定申請に係る審査・判定（二次判定）を公平公正に行う。

2 主な事業

(1) 障害支援区分認定審査会の運営

(2) 合議体での二次判定

① 障害支援区分認定審査会長が指名した委員（15名）で構成する3つの合議体（第1班～第3班）で審査及び判定を行う。ひとつの合議体は、障害、保健、福祉の学識経験を有する5名の委員で構成している。

② 審査会は、1合議体が月1回、全体で2回、年間24回の開催を予定している。

(3) 市町の支給決定にあたり意見を述べる

市町の作成した支給決定案が、その定める支給決定基準と乖離がある場合に、求めに応じて審査会は意見を述べる。

(4) 審査会運営委員会の開催

2つの合議体間における審査判定等についての意見交換を行い、公平公正な二次判定を

行うことを目的として審査会会長、同職務代理者及び審査委員が出席し審査会運営委員会を開催する。

(5) 委員研修の実施

委員の資質の向上を図るため、京都府が実施する委員研修に出席するほか、乙訓福祉施設事務組合としても独自に研修を実施する。

3 障害支援区分認定申請見込件数 300件（前年度当初見込 425件）

（単位：件）

	在宅者	施設等入所者	合計
新規申請者	69	4	73
継続申請者	180	47	227
合計	249	51	300

□ 障がい者相談支援課

I 乙訓障がい者基幹相談支援センター

乙訓地域における総合的で一体的な相談支援の実施を目指すため、「乙訓障がい者基幹相談支援センター」を運営する。その目的は以下のとおりである。

- 1 障がい福祉に関する地域住民からの生活相談に総合的に対応する。
- 2 地域の相談支援事業所と関係機関を連携させ、垣根のない援助体制を築くための後方支援を行う。
- 3 相談支援専門員の資質向上を目指すための取組を通して、地域の相談支援体制の強化を図る。
- 4 乙訓保健福祉圏域の障がい児者支援に関連するネットワークを推進する。
- 5 障がい者の虐待防止、権利擁護の推進、成年後見制度の普及や啓発を行う。

II 基幹相談支援センターの事業内容について

1 総合的、専門的相談支援事業

- (1) 障がい児者やその家族などが、その障がい種別、年齢等に関わらず、医療、保健、教育、労働等の多様な相談に一元的に対応し、関係機関へとつなぐ。
- (2) 多職種連携が必要な場合や、対応が難しいケースに対して、会議への同席、訪問同行等を通じて全体を把握し、ケースを後方から援助するなど俯瞰的な相談支援を実施する。

2 相談支援ネットワーク事業

- (1) 京都府から委託された「障がい者相談支援ネットワーク整備推進事業」について、「乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局」を運営し、その実務を行う。
- (2) 協議会の事務局として、協議会及び各専門部会・プロジェクト等の円滑な運営と課題の解決を図るために、必要な事務、事業を行う。
- (3) 各種組織におけるネットワーク作りを推進、援助する。
乙訓圏域の福祉計画策定にかかる委員会、乙訓地域特別支援連携協議会等に出席し、障がい児者支援のためのネットワーク構築を支援する。
- (4) 相談支援体制の充実を図るために、乙訓圏域障害者相談支援事業所連絡会の運営を支援する。

3 権利擁護事業

- (1) 「乙訓障がい者虐待防止センター」を運営し、虐待の通報や相談を受け付け、虐待を防止するための体制づくりに寄与する。また、それを実施するための乙訓二市一町の関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図る。
- (2) 障がい者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を強化するために乙訓障がい者虐待防止ネットワーク会議を開催し、地域における障がい者虐待防止連携体制の構築を推進する。
- (3) 障がい者虐待防止、障がい者差別解消の広報活動を実施する。また、講演会・研修会を開催するなど啓発に努める。
- (4) 成年後見制度の利用促進のための啓発や手続きの情報提供を行う。

□ 乙訓ポニーの学校

I 児童発達支援事業

1 基本的理念

- (1) すべての子どもは等しく尊重されなければならない。
- (2) 療育活動の基本はあくまで人間教育であって、特殊な教育ではない。それぞれの「障がい」を形式的に切りとり、固定化・限定化するのではなく、人間教育の原理をその基本とする。
- (3) 「早期発見」「早期療育」の一翼を担い、早くから関わりをもつことで生活圏を拡大し、社会的生活への参加を図る。
- (4) 親の力を最大限に活かし、子どもと子どもをめぐる諸問題を正しく認識する力を養う。
- (5) 必要な療育援助活動が孤立したものであったり、独善に陥ることなく、関係諸機関・団体との結びつきを強め、コミュニティーケアとしての事業であることを明らかにしていかなければならぬ。

2 事業の目的

保護者との密接な連携のもと、地域の就学前の発達支援を必要とする児童（障がい児或いはその疑いのある児童を含む）が、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう発達を支援し、併せて福祉の増進を図ることを目的とする。

3 事業内容

- (1) 日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練
- (2) 保護者に対する養育上の相談、指導及び助言
- (3) 関係諸機関・団体との連携及び連絡
- (4) その他事業の目的を達成するために必要な事業

4 通常の事業の実施地域

向日市、長岡京市及び大山崎町

5 利用

受給者証の交付を受けた保護者から利用の申込みがあった場合は、ポニーの学校の事業内容について十分な説明を行い、説明と同意のもと利用契約を締結する。

6 1日の利用定員（20人）

1単位当たり5人、1日4単位まで

7 利用期間、療育回数及び休業日

- (1) 利用期間 受給者証に記載された支給期間の範囲とする。
- (2) 療育回数 週1回の定期的利用とする。
- (3) 休業日(予定)
 - ① 療育調整日 3月27日～4月3日・9月29日～10月3日
 - ② 夏期休業日 8月10日～8月18日
 - ③ 冬期休業日 12月26日～1月6日

8 提供するサービス

- (1) 児童発達支援事業の内容
- (2) 付帯事業

保護者相談	保護者グループでの話し合いを通して子育て等について考える。
行 事	家族懇談会、遠足、年末お楽しみ会、就学児を送る会等の行事を行い、利用児・者相互の交流、親睦を図る。

9 療育指導の目標

- (1) 生活リズムの確立と発達を促す遊びの指導を基礎に、受容的関係を通して情緒の安定を図り、全体的な発達の促進、障がいの軽減及び二次的障がいの予防等を目指す。
- (2) 保護者に対しては、子育て不安の軽減を図るとともに、子どもの発達状況や障がいに関する理解や認識を深め、家庭における養育等について相談支援する。
- (3) 二市一町の保健、福祉及び教育サイドと幅広く連携し、障がい児支援ネットワークの一員として適切なサービス提供に努める。

[児童に対する目標]

- ① 「食事、排泄、睡眠」の安定を図り、生理的条件を整える。
- ② 日常生活における生活のリズムを整える。
- ③ 適切な運動を通して体力づくりを図る。
- ④ 精神的充足と対人関係の安定を図り、他者への関心と自発性を養い、確かな自我形成を目指す。
- ⑤ 集団遊びを深め、他者の意図やルールを意識する中で、適切な自己表現と社会性の発達を促す。
- ⑥ 運動面の巧緻性と協応性を高める。

[保護者に対する目標]

- ① 好ましい親子関係を築く。
- ② 児童の発達状況や障がい等の問題を正しく認識する。
- ③ 児童の養育を進める努力を励ます。
- ④ 障がいを持つ児童の親としての自己受容と表現。
- ⑤ 社会資源に関する情報の提供と連絡調整。
- ⑥ 就園及び就学に関する相談。
- ⑦ 児童の様々な問題について自ら解決する力を養う。
- ⑧ その他必要な相談。

10 その他の相談事業等

嘱託医相談（年10回）

言語聴覚士等相談 京都府子ども発達支援センターより派遣

歯科衛生士による指導等

11 卒園児、在園児のための施設開放事業

卒園児と在園児の交流の場として施設を開放し、卒園児相談の場としても利用。年4回程度実施予定。

12 療育関連事業

(1) 「親と子の文庫」（昭和59年度から実施）

絵本、紙芝居、専門図書等の貸し出し事業

（ポニーの学校父母の会に依頼）

(2) 「おもちゃライブラリー」（昭和60年度から実施）

月1回程度、遊戯室、遊具、玩具及び園庭を地域の児童と保護者に開放し、遊びの場を提供するとともに相談に応じる。実施日と実施時間については、令和4年度療育クラス編成の中で決定する。

13 利用児の発達相談（委託・連携事業）

児童発達支援事業を利用している児童について、発達相談員による発達検査と保護者相談を行う。

市町の健康推進担当課と連携する。

14 令和4年度クラス配置 *利用児の状況によっては、クラス形態を変える場合があります。

	月	火	水	木	金
午前	1組	嘱託医相談 保・幼等訪問 B組(下半期)	3組	5組	
	9:20		9:20	9:20	A1組 A2組
	5人 (5:5) *		5人 (5:5)	5人 (5:5)	9:40 9:40
	10:50		10:50	10:50	4人 4人 * *
	2組		4組	6組	親子遊びは 2クラス合 同プログラ ムで実施 (8:4)
	11:00	5人 (5:2) *	11:00	11:00	
	5人 (5:5)		5人 (5:5)	5人 (5:5)	
	12:30		12:30	12:30	
					11:50 11:50
					各種相談
午後	7組 8組	9組	11組 12組 13組 14組	言語聴覚士 理学療法士	
	13:50 13:50	13:20	13:50 13:50 13:50 13:50		
	5人 (5:2) *	5人 (5:5) *	5人 (5:2) *	5人 (5:2) *	おもちゃ ライブラリー (第4金曜日)
	5人 (5:2) *	14:50			
		10組			
		15:00			
		5人 (5:5) *	16:00 16:00 16:00 16:00		
			16:30		
	16:00 16:00				

- ◎ 各クラスは5人以内の児童で構成される。 (* : 125%枠適用クラス)
- ◎ 表中 (5:5) 等は児童5人に対し指導員5人による対応を意味する。
- ◎ A1組～A2組は、低年齢児クラスで、表中 (8:4) は児童8人に対し指導員4人による対応を意味する。
- ◎ 表中の担当者数以外に各クラスに親面接担当指導員1人を配する。

*利用契約者は、定員超過利用減算の対象とならない範囲で、1クラス児童7人以下とする。

1.5 年間計画

4月	療育開始 個別支援計画の説明（4月度利用児）	10月	個別支援計画の説明（10月度新規利用児）、防災訓練、遠足
5月	療育観察、学校参観	11月	療育観察
6月	インテーク面接（7月度児） 防災訓練	12月	インテーク面接（1月度児） 年末お楽しみ会
7月	両親教室、家族懇談会 個別支援計画の説明（7月度新規利用児）	1月	家族懇談会 個別支援計画の説明（1月度新規利用児）
8月		2月	両親教室
9月	インテーク面接（10月度児） 療育観察、療育報告	3月	インテーク面接（新年度児） 療育観察、年度末療育報告、就学児を送る会

1.6 会議及び研修

[会議]

職員朝礼・職員会議・療育会議

他機関との会議

乙訓福祉施設事務組合運営協議会全体会・ボニー一部会

乙訓ボニーの学校関係機関連携会議

各市町ケアマネジメント会議 ケース会議

[内部研修]

症例検討会（スーパーバイザー（臨床心理）の招聘、年7回実施）

指導員内部研修会（医師等の講師招聘、年2回実施）

専門研修及びケース検討会（各種療法士を講師として年5回実施）

[派遣研修]

新版K式発達検査講習会・新版K式を用いた発達援助セミナー

脳性麻痺児療育講習会

感覚統合療法セミナー

発達障害専門職研修会

京都府社会福祉協議会主催研修会

相談支援従事者初任者研修会・相談支援従事者現任研修会

サービス管理責任者等基礎研修会・サービス管理責任者等更新研修会

1.7 他機関への協力

各市町教育支援委員会

長岡京市発達支援保育指導会議

乙訓圏域障がい者自立支援協議会
長岡市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議
長岡市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会
公認心理師・保育士・介護等体験実習等の受け入れ

1.8 苦情解決制度

保護者等からの苦情等に迅速に対応するとともに、今後の運営に生かしていくために相談担当者と苦情解決の手順を定める。外部から第三者委員を選任し委嘱する。

- ・苦情解決責任者 施設長
- ・苦情受付窓口 施設長補佐、係長
- ・第三者委員 舟木 浩弁護士（つくし法律事務所）

1.9 ボランティアの受け入れ

(1) きょうだい保育ボランティア

療育中のきょうだいに対する保育活動。

(2) 行事ボランティア

主として行事実施時に児童を見守る。

ポニーの学校研修・実習修了生に協力を呼びかける。

2.0 感染症予防対策

(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策

- ① 登園時の消毒液による手指消毒の励行、手洗いの励行
- ② ドアノブ、机等備品の消毒、部屋の換気
- ③ 職員のマスク着用、出勤前の検温
- ④ 利用児及び保護者の登園時検温
- ⑤ 感染が疑われる症状がある場合は、欠席するよう協力依頼

(2) 食中毒予防並びに館内の衛生管理

- ① 昼食までの間、通園児の持参した弁当を冷蔵庫で保管（6月～9月）
- ② 食前の手洗いの励行
- ③ 衛生管理業者による水回り、プレイルーム及び面接室の消毒

2.1 虐待防止対策

利用者の人権と安全を保護するため、職員の虐待防止意識の向上や知識の周知に取り組み、虐待のない環境作りに努める。

虐待防止等のための責任者 施設長

- ・虐待防止委員会 年4回実施(定期)し、必要に応じて隨時行う。
- ・職員への研修実施

(参考資料)

令和3年度療育等実施状況

1 月別契約児童数

(単位：人)

市町 △ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
向日市	34	34	34	36	36	36	37	33	38	40	40	40	36.5
長岡京市	38	38	38	40	40	40	46	46	46	46	46	46	42.5
大山崎町	7	7	7	8	8	8	10	10	10	11	11	11	9
計	79	79	79	84	84	84	93	89	94	97	97	97	88

2 月別延べ利用回数

(単位：回)

市町 △ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
向日市	105	112	111	116	84	113	128	128	95	82	110	110	1,294
長岡京市	132	130	139	131	96	136	156	170	134	101	110	110	1,545
大山崎町	23	22	25	23	19	27	33	36	27	27	30	30	322
計	260	264	275	270	199	276	317	334	256	210	250	250	3,161

(令和4年1月末現在 2月以降は見込数)

3 年齢別内訳

(単位：人)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人数	0	5	12	23	19	38	97

(令和4年1月末現在)

4 男女別内訳

男 児	77人	79.4%
女 児	20人	20.6%

(令和4年1月末現在)

5 主な障がい種別

(単位：人)

種 別	肢体不自由	発達の遅れ	視覚障がい	聴覚障がい	発達障がい	その他	計
人 数	2	37	0	1	35	22	97

(令和4年1月末現在)

II 障害児相談支援事業

1 事業の目的

障がい児並びにその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、安心した日常生活又は社会生活を営むこと、並びにご本人やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。

2 事業内容

- (1) 福祉サービス等の利用援助
- (2) 社会資源を活用するための支援
- (3) 生活力を高める支援
- (4) 権利の擁護のために必要な支援
- (5) 専門機関との連携

3 通常の事業の実施地域

向日市、長岡京市及び大山崎町

4 利用

受給者証の交付を受けた保護者から利用の申込みがあった場合は、ポニーの学校の事業内容について十分な説明を行い、説明と同意のもと利用契約を締結する。

5 事業日及び事業実施時間及び休業日

- (1) 事業日 月曜日～金曜日まで
- (2) 事業実施時間 9：00～17：00まで
- (3) 休業日（相談を行わない日） 土曜日、日曜日、国民の祝日
12月29日～1月3日

6 提供するサービス

(1) 基本相談支援

地域の障がい児等の福祉に関することについて、ご本人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供を行い、併せて市町及び福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。

(2) 障害児支援利用援助

子どもの状況、その置かれている環境等から、利用する支援の内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定等が行われた後には、給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行う。

(3) 継続障害児支援利用援助

支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等から計画の見直しを行い、計画内容を適切に変更するとともに、関係者との連絡調整を行う。

7 苦情解決制度

保護者からの苦情等に迅速に対応するとともに、今後の運営に生かしていくために相談担当者と苦情解決の手順を定める。外部から第三者委員を選任し委嘱する。

- | | |
|----------|-------------------|
| ・苦情解決責任者 | 施設長 |
| ・苦情受付窓口 | 施設長補佐、相談支援専門員 |
| ・第三者委員 | 舟木 浩弁護士（つくし法律事務所） |

8 新型コロナウイルス感染症予防対策

- (1) 面談時、マスク着用、飛沫防止パーテーションの使用
- (2) ドアノブ、机等備品の消毒、部屋の換気等

(参考資料)

令和3年度利用計画等作成件数

(単位：件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
向日市	47	48	49	46	15	67	56	53	47	46	35	90	599
長岡京市	46	36	48	46	54	52	50	41	50	60	50	100	633
大山崎町	7	3	8	5	15	15	13	3	10	7	16	21	123
合計	100	87	105	97	84	134	119	97	107	113	101	211	1,355
2年度	141	86	86	108	87	80	116	98	83	81	126	96	1,188

(令和4年1月末現在・2月以降は見込数)

